



埼玉県発行

目次

告示

○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興)	一	○ 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)	四
○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部振興)	二	○ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更 (第七回)に係る縦覧公告 (市街地整備課)	四
○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課)	二	○ 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	四
○ 介護保険法に基づく指定の取消し (介護保険課)	二	○ 警察総合捜査情報システム開発業務落札公示 (会計課)	五
○ 児玉土地改良区の役員就任届 (本庄農林)	三	○ 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課)	五
○ 美尻沢用水土地改良区の役員就任届 ("	三	○ 普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (農総研水田農業研究所)	五
○ 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)	三	○ 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 ("	六
○ 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)	三	○ 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)	六
○ 〃 ("	三	○ 〃 (行田県土)	六
○ 〃 ("	四	○ 〃 ("	七
○ 〃 ("	四	○ 〃 (杉戸県土)	七

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

七

告示

埼玉県告示第千四百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年八月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人輝け盛人

代表者の氏名

阿部 雋

三 主たる事務所の所在地

四

埼玉県川口市西青木一丁目二六番九号の三〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、自分が社会から学んで

役立ったことを周囲の人たちに伝える

ことで、世代間のつながりを強固に

し、人々の幸福に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人センス・オブ・ワンダー

三 代表者の氏名
中牟田 宴子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市下戸田一丁目二番二一〇五号

五 定款に記載された目的
この法人は、日本国内の子どもたちに対し、科学に興味、関心を持つてもらえる活動を行い、日本国内の科学リテラシーの向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十年八月十二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人精神保健福祉の会ひなたぼっこ

三 代表者の氏名
亀山 久美子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市本石二丁目一四六番地

五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対し、作業及び社会参加の場を確保し、訓練や仲間作りをすすめ、自立した生活を送るために必要な課題に取り組み、社会活動への参加を促進できるように支援を行い、精神障害者が安心して暮らせる社会作りを寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十年八月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人千の風

三 代表者の氏名
羽田 和彦

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市緑区大崎二四三六

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢化社会や核家族化への対応と共に、葬儀やお墓の問題で悩みを抱える市民の皆様の相談に応じ、従来からの古い慣行や誤った宗教的な固定観念から開放された自由で、自然な葬送の選択肢を用意することに

より経済的な負担を和らげ、金銭的な

出費を抑えた新しい自分流の葬儀を希望する人々に対し希望に沿った方法での葬送を支援する活動を行うことを目的とする。

埼玉県告示第千四百四十六号

介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第七十七条第一項第五号及び第八号並びに第十五条の八第一項第八号の規定により指定を取り消したので、同法第七十八条第三号及び第一百五号の九第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年八月二十二日
埼玉県知事 上田 清司

一 介護保険事業所番号
一一七二〇〇三一五

二 事業所名称
グリーンケア

三 事業所所在地
鳩ヶ谷市南七丁目三二一

四 サービス種類
通所介護、介護予防通所介護

五 事業者名称
株式会社グリーン工房ケアステーション

六 指定取消年月日
平成二十年七月一日(ただし、効力

発生日は、平成二十年八月一日)

七 指定取消理由
介護保険法第七十七条第一項第八号

及び第百十五条の八第一項第八号に規定する不正の手段により同法第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の指定を受けたこと並びに同法第七十七条第一項第五号に規定する居宅介護サービス費の請求に關し不正をしたこと。

埼玉県告示第千四百四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項第六号及び第十一号の規定により指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

- 一 平成二十年八月二十二日 埼玉県知事 上田清司
- 一 介護保険事業所番号 一一七二〇〇二九九
- 二 事業所名称

埼玉県告示第千四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十年八月二十二日

一 就任

職名 氏名 住所

理事 田島精一 本庄市児玉町下真下六九〇番地一一

二 退任

株式会社グリーン工房ケアステーション
事業所所在地 鳩ヶ谷市南七丁目三二一一

四 サービス種類 居宅介護支援

五 事業者名称 株式会社グリーン工房ケアステーション

六 指定取消年月日 平成二十年七月一日(ただし、効力発生日は、平成二十年八月一日)

七 指定取消理由 介護保険法第八十四条第一項第六号に規定する居宅介護サービス計画費の請求に關し不正をしたこと及び同項第十一号に規定する居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をしたこと。

職名 氏名 住所
理事 長谷川英夫 本庄市児玉町下真下八二番地

埼玉県告示第千四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、美児沢用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十年八月二十二日

職名 氏名 住所
理事 原田信次 児玉郡美里町大字下児玉一一二五番地二

埼玉県告示第千五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年八月十五日認可した。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 名称 羽生領島中領用排水路土地改良区
- 二 事務所の所在地 羽生市

埼玉県告示第千五百一十一号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

埼玉県知事 上田清司

において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関 伊奈町
- 二 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 作業地域 伊奈町全域
- 四 作業期間 平成二十年六月十七日から平成二十一年三月二十四日まで

埼玉県告示第千五百一十二号

測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から次のとおり公共測量を実施する

旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量(四級基準点測量)

三 作業地域

伊奈町中部特定土地地区画整理事業地

内

四 作業期間

平成二十年八月十五日から平成二十年十月三十一日まで

埼玉県告示第千五百五十三号

測量計画機関の長である朝霞市長富岡勝則から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量(一級基準点測量)

三 作業地域

朝霞市根岸台七丁目地内

四 作業期間

平成二十年八月五日から平成二十年八月二十九日まで

埼玉県告示第千五百五十四号

測量計画機関の長である東松山市長坂本祐之輔から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量(修正測量・地図編集(地図情報レベル二五〇〇))

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

平成二十年七月二十四日から平成二十一年三月十六日まで

埼玉県告示第千五百五十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公

示する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

基本測量(基盤地図情報整備作業)

二 作業期間

平成二十年九月十六日から平成二十一年三月二十七日まで

三 作業地域

飯能市、鴻巣市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、ふじみ野市、伊奈町、越生町、鳩山町地内

埼玉県告示第千五百五十六号

土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、上尾都市計画事業伊奈特定土地地区画整理事業の事業計画を公衆の縦覧に供するので、土地地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この事業計画(都市計画において定められた事項を除く。)について意見のある利害関係者は、平成二十年九月十九日(金)までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間

平成二十年八月二十三日(土)から九月五日(金)まで

二 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一
埼玉県伊奈新都市建設事務所

埼玉県告示第千五百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年八月十二日

二 検査済証番号

平成二十年八月十八日第三十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町桜田二丁目二一、二二、二三、二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社 タカラレーベン

代表取締役社長 村山 義男

~~~~~

埼玉県告示第千五百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量  
警察総合捜査情報システム開発業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

平成20年7月7日

落札者の氏名及び住所

- 3 落札者を決定した日
- 4 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額  
114,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札の公告を行った日  
平成20年5月27日

埼玉県大宮県税事務所長告示第四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年八月二十二日

埼玉県大宮県税事務所長

古庄 清

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 氏名又は名称          | 株式会社JOMOネット西東京        |
| 代表者の氏名          | 今田 誠二                 |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目三十五番一號 |
| 指定取消年月日         | 平成二十年六月三十日            |

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成20年7月分

平成二十年八月二十二日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治

| 肥料の種類等 | 保証票添付者     | 肥料の名称       | 検査の概要     |        | 備考 |
|--------|------------|-------------|-----------|--------|----|
|        |            |             | 検査項目      | 検査指摘事項 |    |
| 乾燥菌体肥料 | 朝日工業株式会社   | 乾燥菌体肥料2号    | 主成分—TN、TP |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
| 消石灰    | 秩父石灰工業株式会社 | 顆粒消石灰       | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
| 消石灰    | 岩水石灰工業株式会社 | 最上特選消石灰     | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
| 消石灰    | 菱光石灰工業株式会社 | 72菱印特選顆粒消石灰 | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |
| 消石灰    | 菱光石灰工業株式会社 | 72菱印特選消石灰   | 主成分—AL    |        |    |
|        |            |             | 主成分—AL    |        |    |

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、AL—アルカリ分

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。  
 平成20年7月分

平成二十年八月二十二日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治

| 特殊肥料の<br>指 定 名 | 生産(輸入又は販売)<br>者 | 届 出 名    | 検 査 の 結 果 |           |           |                |                |            | 備 考 |      |           |
|----------------|-----------------|----------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|------------|-----|------|-----------|
|                |                 |          | TN<br>(%) | TP<br>(%) | TK<br>(%) | TCu<br>(mg/kg) | TZn<br>(mg/kg) | TCa<br>(%) |     | C/N  | 水分<br>(%) |
| たい肥            | 朝日工業株式会社        | レオグリーン特号 | 3.00      | 3.38      | 1.64      | 36             | 292            | 6.86       | 9.4 | 9.93 |           |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十二日  
 埼玉県東松山県土整備事務所長  
 亀井清司

一 許可番号  
 平成二十年七月二十九日

第一九〇一三二八二号

二 検査済証番号  
 平成二十年八月十四日  
 第二〇〇〇四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 比企郡滑川町大字羽尾字東金光地三三七四—一、三三七三—一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 比企郡滑川町大字羽尾三三七四—一  
 田幡 只夫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長  
 南沢郁一郎

一 許可番号

平成二十年七月九日  
 指令行整第二〇〇〇一八〇号

二 検査済証番号  
 平成二十年七月三十日第十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 北埼玉郡大利根町大字旗井字曾根四七六—七、一〇〇—二二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井五

四五番地

長島 恒雄

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

一 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

南 沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年三月三十一日

指令行整第一九〇〇一二二号

二 検査済証番号

平成二十年八月六日第二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北下新井字欠

折九一八―二、八二七―二(一部)、

九一八―二先道路・水路の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字北下新

井九一八

大塚 竹雄

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百二

号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平 井 順 一

一 許可番号

平成二十年六月二十日

指令杉整第二〇〇〇二一〇号

二 検査済証番号

平成二十年八月十八日

杉整第七〇〇一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字河原代字下分六

八〇―五、一六、一七、一八、一九、

一〇、一一、一四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字河原代六八〇―

七

木村 清、木村 隆

埼玉県教委告示第三十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年八月二十二日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成二十年八月二十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十一年度埼玉県立高等学校

において使用する教科用図書の採択

について

ロ 平成二十一年度埼玉県立特別支援

学校において使用する教科用図書の

採択について

ハ その他

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                                |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                       |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>〇四八―八二四―二二二―(代表)                                 |
| 印刷所  | 埼玉印刷株式会社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六―二二九―(代表)                               |